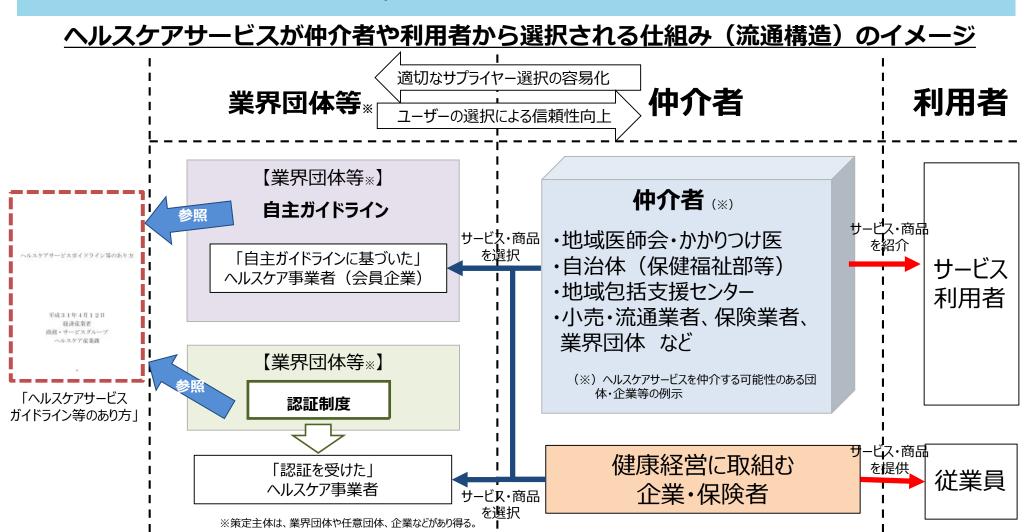
「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の位置づけ

- 「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」は、ヘルスケアサービスを提供する事業者が属する業界 団体が自主的に策定するガイドライン等に対してあり方を示すもの。
- 業界自主ガイドライン等に基づき一定の品質が確保されたヘルスケアサービスが、仲介者に選択されることにより、利用者(消費者)が安心してサービスを利用できる環境の整備を図っていく。



「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」く概要>

「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」の概要

● 策定の背景:①業界団体と仲介者との間(いわゆるB-B)における望ましい流通構造の構築

②ヘルスケアサービスの品質評価の仕組みの構築

● 指針の対象:業界団体が策定する業界自主ガイドライン等

● 指針の内容:業界団体が業界自主ガイドラインを策定・改定する際に踏まえるべき観点をまとめたもの。

◆業界自主ガイドライン策定において踏まえるべき3つの観点

透明性…指針5. (ア)

- ・透明で中立的な場における議論 等を経て、策定及び公表されるべ き
- ・社会的責任に関わる情報(倫理 規程や利益相反規程等)の策定 や開示を求めるべき

客観性…指針5. (イ)

- ・事業者が自身のヘルスケアサービスによる健康の保持増進や介護予防の効果(安全性に関するものも含む。)を関係法令等を遵守した上で提示する場合、その効果の裏付けとなる根拠を開示する体制の整備を求めるべき
- ・根拠については、用語の定義や情報源、対象者、測定方法等を明確に示すことで、健康の保持増進や介護予防の効果の信頼性を確保することを求めるべき

継続性…指針5. (ウ)

- ・継続性を示すため、人的資源や財務 基盤がどの程度用意されているのかを 示すことを求めるべき
- ・サービスの提供を中止する場合に備え、当該サービスの補償や事業者における対応等を事業者が利用者と契約締結前に明らかにすることを求めるべき

◆健康寿命の延伸に資する基本的な考え方

● ヘルスケアサービスが健康寿命の延伸に寄与するという妥当性を仲介者や利用者に示す上で、その前提となる「健康寿命の延伸 に資する基本的な考え方」を例示

考え方の例:①病状遷移のフロー図 ②健康日本21(第2次)概念図、栄養・運動・こころの健康・高齢者の健康の目標設定の考え方 ③認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供(新オレンジプラン) ④高齢者の保健事業の目標設定の考え方 (高齢者の特性を踏まえた保健事業ガイドライン) 等

● 「健康寿命の延伸に資する基本的な考え方」を踏まえたヘルスケアサービスの活用が促進され、健全なヘルスケア産業の発展に資することを期待